

広島県告示第千四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、府中市上下町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、府中市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成十九年十月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

		上		下	
矢多田		字	欄		
仁和田 (山林部)	七日日伝 (山林部)	地	番	字	字
一一一の二及びこの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部		一〇五の三		矢多田	郷